

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険・国民年金・選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

市区町村窓口での「**正確な住所の届け出**」が必要です。【法律上の義務です】



マイナンバーの「通知カード」



「マイナンバーカード」

市民の皆様へ送付しているマイナンバーの「通知カード」、身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」の**住所は最新のもの**にする必要があります。

異動手続きの際は、窓口へお持ちください。

市民課業務臨時窓口（休日開庁・延長）の開設について

【問】市民課 ☎ 9 7 3 - 3 2 0 6

【ご利用可能な業務】

- 住民票の変更手続き（住民異動届）
- 戸籍届出
- 諸証明書交付（住民票・印鑑証明・戸籍証明）
- ※**住基ネットを介する業務や他市町村等に確認が必要な業務等、一部お取扱できない業務もございます。また、内容によっては後日改めて平日の来庁をご案内することもございます。あらかじめご了承ください。**
- ※詳しい内容は市民課までお問い合わせください。

新生活の開始に伴い、異動届等の各種手続きが多くなることが予想されますので、下記の日程で市民課業務臨時窓口を開設します。

【休日開庁】

3月31日（日）、4月7日（日）午前9時～午後4時

【窓口延長】

4月1日（月）午後5時15分～7時

※各出張所は開設いたしません。
※出入口は本庁舎東棟北口と西口（警備室側）をご利用ください。

3月末から4月初めにかけては、市民課窓口の混雑が予想されます。長時間お待ちいただく場合もありますので、お時間に余裕をもってお越しください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

こども医療費助成についてお知らせ

小学1年生から受給資格者証が自動償還（オレンジ色）に変わります！

現在、現物給付用受給資格者証（ピンク色）をお持ちで、4月から新1年生になるお子さんにつきましては、4月診療分からは現物給付（窓口無料）方式の対象外となり、使用できなくなります。医療費助成の新しい自動償還用受給資格者証（オレンジ色）を3月末頃に郵送いたします。

助成対象の医療機関と助成方法について

◎自動償還方式・現物給付方式での助成

助成方式	対象診療科	一部自己負担金	助成方法
現物給付（ピンク色） 【0歳～就学前児】	医科（小児科・皮膚科・耳鼻咽喉科等）、歯科、調剤薬局	無し	窓口無料
自動償還（オレンジ色） 【小学1年生～中学卒業】		通院：1ヶ月1医療機関につき1,000円	受診した翌々月

※医療機関窓口でこども医療費助成金受給資格者証の提示がなかった場合、または受給資格者証の交付申請手続き前に受診した場合には、受診した月の翌月以降に児童家庭課窓口にて領収書を持参のうえ助成金の支給申請の手続きが必要となります。

◎窓口申請償還方式

窓口申請に必要な領収書の有効期限は平成30年10月診療分から「**診療月の翌月以降から2年以内**」となりました。
※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。または児童家庭課までお問い合わせください。

【連絡先】児童家庭課 ☎ 9 7 3 - 4 9 8 3



保育幼稚園課からののお知らせ ☎ 973-5427



認可外保育施設の保育料の助成の申請について

ひとり親家庭等

認可外保育施設利用料補助事業

【対象要件】

- 市内に住所を有し、次の3つの要件すべてに該当する待機児童の保護者（養育者含む）
- ①児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者又は、母子及び父子家庭医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者
- ②保育の必要性の認定を申請し、その認定（2号又は3号）を受けた子どもの保護者
- ③保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

【補助金額】

公立・認可保育園に通った場合の保育料と認可外保育施設保育料との差額分（児童一人あたり月額26,000円を上限）を補助

【申請場所】 保育幼稚園課窓口（本庁舎東棟2階）

【受付期間】 随時受付

※申請をした日の属する月の翌月から補助対象となります。遡っての申請受付はできないため、お早めに手続きをしてください。

【必要書類】

- ①児童扶養手当受給者証の写し又はうるま市母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- ②支給認定書（2号又は3号）
- ③ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書
- ④ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用証明書（認可外保育施設が交付）
- ⑤認可外保育施設の年齢別の利用料月額とその明細がわかる資料（しおり・パンフレット等）
- ⑥印鑑
- ⑦所得課税証明書
※平成30年1月1日に市内に住所を有しない場合のみ
- ⑧その他市長が必要と認める資料

【注意事項】

希望した認可保育園の案内を断った場合も補助の対象外となりますのでご注意ください。
平成31年4月以降も引き続き補助金交付を希望される方は、再度申請が必要です。

認可外保育施設保育料助成事業

【対象要件】

- 市内に住所を有し、次の4つの要件すべてに該当する待機児童の保護者
- ①認可外保育施設に入所している児童の保護者で、保育の支給認定を受けている保護者
※育児休業中は対象外とする。ただし、求職中による支給認定については初回の場合のみ対象とする。
- ②うるま市支給認定子どもの利用者負担額基準額表により算出した階層が第1～第3-1階層となる児童の保護者
※世帯収入が約149万円未満
- ③市税および保育料を滞納していない保護者
※申請時で判断（完納証明）
- ④うるま市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助を受給していない保護者
※ただし、認可保育園に案内された時点で助成対象外となります。

【助成金額】

公立・認可保育園に通う際の保育料と認可外保育施設の保育料の差額分について、子ども一人あたり月額5,000円を上限に助成

【申請場所】 保育幼稚園課窓口（本庁舎東棟2階）

【受付期間】

平成31年3月1日～平成31年3月22日まで
（平成30年9月分～平成31年3月分の保育料）

【必要書類】

- 支給認定書・保育料の領収書（専用）・完納証明書（両親分）※1・通帳（郵貯以外）・印鑑（振込み用）子どもの年齢別の利用料月額とその明細が分かる資料（利用契約書写し・しおり・パンフレット等）・所得課税証明書※2
- ※1 証明発行日が申請受付期間中であること
- ※2 平成29年1月2日以降に市内に転入された場合のみ
平成30年4月～平成30年8月分の申請（転入前市町村の平成29年度証明書）
平成30年9月～平成31年3月分の申請（転入前市町村の平成30年度証明書）

【注意事項】

希望した認可保育園の案内を断った場合も助成の対象外となりますのでご注意ください。

今がチャンス!! 保育士集まれ!!

うるま市保育士宿舍借上支援事業

保育園が市へ補助申請することで、保育士の家賃が補助されます！

※家賃額の上限は月額82,000円！同居者がいる場合でも対象です！



うるま市保育士等再就職促進支援金

※平成31年度予定

一年以上離職していた保育士、保育教諭及び幼稚園教諭が、市内の認可保育園、小規模保育事業者、認定こども園及び公立幼稚園に復職した場合10万円が助成されます！



【問】保育幼稚園課 ☎ 973-5427